

議案第 73 号

指定管理者の指定について(桐生が岡遊園地)

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 30 年 11 月 30 日提出

桐生市長 亀 山 豊 文

- | | |
|----------|--------------------------------------|
| 1 施設の名称 | 桐生が岡遊園地 |
| 2 指定する団体 | 桐生市織姫町 2 番 5 号
公益財団法人桐生市スポーツ文化事業団 |
| 3 指定の期間 | 平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで |

議 案 説 明

議案第 73 号 指定管理者の指定について(桐生が岡遊園地)

桐生が岡遊園地の指定管理者として、公益財団法人桐生市スポーツ文化事業団を指定しようとするものです。